第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

死没者調書

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

所属部隊 北華海軍司令部

入隊年月日 昭和十六年五月一日

官等階級 [redacted]

役種 現役

入隊官署 [redacted]

戦死傷病者年月日 不明

戦地到着年月日 不明

勤務概要

[redacted]

死亡(受傷)年月日 昭和十年十月十日

死亡(受傷)の地 [redacted]

死亡(受傷)の原因 [redacted]

[redacted]

昭和十年五月二日 於ハルビン東郊 [redacted]

[redacted]

昭和十二年七月八日

[redacted]

現住所 [redacted]

所属部隊 北華海軍司令部

[redacted]

[redacted]

[redacted]

第百五海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所（居住者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	時間	職場	死亡年月日	死亡場所	遺族住所	遺族以外の消息	賞典	記事
三等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百五海軍工作部附 昭和九年十五月廿五日（傭）	昭和十九年十二月	昭和二十年五月	昭和二十年五月	昭和二十年五月二十日	特攻	[redacted]		現地ニ於テ 昭和二十年五月分 [redacted] 金	

（同書類）

1701

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所（家族等） [redacted]

採用年月日 第百三海軍工作部 [illegible] 年 十月 日（雇用）

給料（日給） [illegible]

日時 昭和二十年 月 日 [illegible]

場所 比律賓 ルソン ボビーナ

死因 [illegible]

遺骨遺品ノ有無 有 無

遺族 海軍[illegible]大尉 [redacted]

戦歿公共ノ者ノ恩給 [illegible]

記事 現地ニ於テ [illegible] [redacted]

122

21-7-15 12表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所（寄宿者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	職	時	場所	死亡年月日	死亡場所	死亡時の状況	死亡原因	遺族の住所	遺族の続柄	遺族扶養者	遺族以外の親族	備考
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年十二月二十五日（嶺南）	[redacted]	[redacted]	昭和二十年五月三日五時	比律賓 北部ルソン ナグンシ	資	第百三海軍工作部 海軍兵站大尉	[redacted]	現地ニテ [redacted]	[redacted]	[redacted]			

275

47188

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	〃 [redacted]
所屬部隊	北菲空
入團年月日	四一、四、六、三、〇
官等級	氏名 [redacted] 生年月日 [redacted]
兵種	兵科（高射砲）
階級	海軍二等兵曹 [redacted]
戦死傷出発年月日	
戦地到着年月日	
勤務ノ概要	〇東方面部隊通信班無線要員
死亡年月日	昭二〇、二、一七 空襲ノ爆撃ニ伴フ爆発
死亡（戦傷部位）	右大腿部貫通銃弾創
死亡場所（戦傷後死亡ノ場合ハ戦地ニ於ケル病名）	戦場後送中マニラ中間病院 戦傷病死
死亡年月日時刻及場所	昭二〇、五、三 於ルソン島東岸アムリン流
右申告ス	
昭和二十一年十月二十六日	
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
所屬部隊	北菲海軍航空隊
官等級	海軍中尉
氏名	[redacted]

210

戦死証明書

氏名　故海軍中尉　[redacted]（行方不明）

本籍地　[redacted]

遺族現住所　右ニ同ジ（妻）[redacted]

戦死月日　昭和二十年五月二日一八〇〇

戦死場所　アリューシャン　ミッドウェー島　ダッチ港　第二十砲台内

戦死理由　敵ニ対シ右砲台義ニ砲台奪取ノ際

新道ヲ敢行　四方ヨリ敵戦艦集中射撃ヲ受ケ　戦死ス

戦死時部隊名　第二十特別根拠地隊

海軍陸戦隊　第二大隊　砲隊　第一小隊　隊長

右之通　間違無ク

現認證明致候

四月三日

[redacted]

呉第二復員局

[redacted]

元海軍上等兵曹

[redacted]

[redacted]

援護人事部

印

32846

死亡者調書

所籍地	[redacted]
現住所	仝右
所属部隊	第二十二兵府第九付属隊
入隊年月日	昭和拾九年参月壱日
官等級	陸軍二等兵
氏名	[redacted]
生年月日	
兵種	水兵
入籍番号	
死亡年月日	昭和拾九年拾月拾日頃
戦地到着年月日	昭和不明年・月・日
勤務概要	呉第二兵團→信太山衛戍病院→廣島第二師團→仁保→宇品→宮島→廣島→宇品→宮島(日不明)
発病(負傷年月日)	昭和弐拾年弐月頃日

32846

609

死亡ノ原因ニ付テハ其ノ事実	
傷病ニ基ク疾病ノ状況	不明
死亡ノ時刻及場所	昭和弐拾壱年壱月廿日氏名不詳ニ於テ死亡

右申告ス

左者ノ所在不明

[redacted]

昭和弐拾壱年 参月 七日 白

本籍地	不明
現住所	[redacted]
所属部隊	陸軍第[redacted]隊
官等級	
氏名	[redacted]
入籍年月日	

609-10

備考

(一) 本調書ハ部隊長又ハ職務取扱者等其地方復員局人事部長宛通報スベキ責任者ニ於テ知得シタルモノニ付記載ス

(二) 其筋在職ノ特務士官、准士官、下士官其ニ付記載ス

(三) 同行邦人ハ勿論、他府県出身者ニ就テモ記載ス

(四) 知得シタル範囲ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヲシテ聞キテ承知シタル事項ハ伝聞ニ相手方ヲ記載ス

平仲

申告者 [redacted] ノ言ニ依レバ [redacted] ノ人員ハ爆死五名ヲ含ム遺骨一柱ノ他ハ爆死者四名ト共ニ之ヲ死体改葬ニト四日間調査ノ上遺骨発見シ戦死認定書ヲ [redacted] 長作製シ若槻須賀海軍工作学校ニ送付ス 尚当時部隊長 [redacted] 大尉ニテ部隊長自ラ遺骨ヲ学校ニ携行セリ 又部隊長復員時 [redacted] 相談ヲシタルト申セバ部隊長 [redacted] 相談ヲシタルト申セバ部隊長 [redacted] 大尉ニ合流シ[illegible]ト申セバ [redacted]

聴取者 [redacted]

608

戦死者申告

[redacted]

所属 三十二特根

死亡年月日 三十年六月四日

死亡場所 大湾内

[redacted]

所属 海軍上等兵曹

死亡年月日 三十年六月四日

死亡場所 大湾内

死亡状況

三十年六月三日夜 兵甲標的塔乗員ト二名出撃、翌

[redacted]

次級艦ノ如ク未帰還、捜索十七時ヨリ

[redacted]

[redacted]

三十二特根

438

郵便はがき

京都府
舞鶴市

舞鶴地方復員局
人事部

市中

21.7.9

439 138073

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

6149

戦没者の氏名の調査依頼票

現況不明者消息調査依頼票

厚生省援護局人事部

年　月

中告者								
所属部隊	[redacted]							
元等級	[redacted]	氏名	[redacted]					
本籍地	[redacted]							
本人	所属部隊	久五三空	等級	兵長	氏名	[redacted]		
	参考事項	伊佐者[redacted]より次ぎ[illegible]「バタンボン」に於て戦病死せる旨伝ありと（[illegible]）						
回答欄	死亡年月日	昭和二十年五月[illegible]日						
	死亡場所	ルソン島バタンボンの[illegible]						
	死亡状況	マラリヤ[illegible]						
その他	[redacted]							

（註）(イ)戦没者の行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得しておかれない場合は推定でもよいからなるべく詳しく記載されたい。
(ロ)消息を確認されたのち他人から得た知識事実であるとき必ず記載されたい。
(ハ)本票以外で戦没公表未済者と面接の際は遺族にも下さい。
(ニ)提出先　厚生省援護局人事部　援護　宛

265

8845

第百五海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（寄宿者）	略歴							消息						記事
	二等工員			採用前	採用年月日	給料（日給）	職				殘				殘務以外ノ消息	給與	
							日	時	別及職業	場所	職種	症狀	傷者ノ職業	傷者ノ職種		賞與	
[redacted]	日生	[redacted]	[redacted]	昭一〇・一一・一 紅雲丸（人夫頭）	第百五海軍工作部附 昭和十九年十月一日（復用）	昭和十九年十月一日 昭和十九年十月	一八〇	昭和二十年五月五日 時	戰病死（マラリヤ）	北緯一〇度 東經一〇度	有	衆毒	文一〇五工員工作部	[redacted]		現地ニ於テ 昭和二十年 月 日 現地ニ於テ 昭和 年 月 日	現地ニ於テ 昭和 年 月 日

7625

16.14

第百三海軍工作部現地採用工員調書

第百三海軍工作部
被採用者 [redacted]

職業 生年月日	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日生		
本籍地	鹿児島県[illegible]郡[illegible]村		
住所	[redacted]		
採用前			
採用年月日	第百三海軍工作部開設 昭和十九年十月一日（採用）		
給料（日給）	昭和十九年十一月一日 昭和二十年五月一日		
戦歴	戦況	昭和二十年五月五日 第一五時三〇分 戦死（病死）「マラリア」	
	場所	比律賓 北部「ルソン」「マビーナ」	
	遺骨・名簿・遺品・有無	有 無	
殉職者	住所	第百三海軍工作部	
	氏名	海軍五等水兵 [redacted]	
戦歴以外の消息			
給与	給料・賞与時期・金額	現地に於て 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日 [redacted] 終者（[illegible]）	
賞典		現地に於て 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日 [redacted] 永逝	
記事			

死亡者調書

本籍地	[redacted]				
住所	同右	氏名	[redacted]	年令	女
所属部隊	比島マニラ運輸部第七十島支部部隊徴用船第二恵徳丸				
死亡年月日	昭和十九年十月十日	役種	軍属	兵種	ナシ
級	水夫	年令	[redacted]	入籍番号	ナシ
死亡の原因	海上保険 昭和十九年十月十五日	死亡地	台湾高雄港外	昭和十八年十二月三十日	
死亡年月日	昭和十九年十月十五日	同上	比島マニラ港		
概要	マニラ到着後ハ運輸部配船部ニ於テ倉庫ノ一部ヲ借受ケ荷物ヲ保管シ居リタルモ敵機ノ空襲ニ依リ倉庫ハ焼失シ荷物ハ全部焼失シタリ マニラ出港ノ際ハ運輸部配船部ニ於テ倉庫ノ一部ヲ借受ケ荷物ヲ保管シ居リタルモ敵機ノ空襲ニ依リ倉庫ハ焼失シ荷物ハ全部焼失シタリ 月 日 負傷				
負傷部位	敵弾ニ依リ重傷				
死亡ノ原因	御傷病死				

死亡年月日時刻	昭和二十年二月一日 時刻不明	死亡場所	比島ミンダナオ島 基山中部
死亡時の状況	敵弾ニテ重傷即死	死亡の原因	戦死

右ニ通リ承知シタル事ヲ申告致シマス

昭和三十二年二月一日

申告者	入籍者ノ氏名	本籍地	[redacted]
		現住所	同右
		所属部隊	比島マニラ市二〇二建設部比島支部第一第三派遣隊

	筆記	職名	班長
		氏名	[redacted]

備考

右死亡者ハ私儀同隊班長トシテ行動セシ者ニシテ昭和二十年二月二日頃ミンダナオ島ニ上陸後ハ部隊ヲ離レ其後ノ其行方捕虜ハ不明ニシテ同船長ハ話シテ敵弾ニ依リ重傷ヲ負ヒ即刻死亡セリ聞ク

右申告者氏名

[redacted]

8.10

66743

其人第二師團三八〇〇〇九八

現況不明ノ消息調査依頼書（昭二年四月三日）

宛 [redacted] 陸軍兵第人事部

消息											
現住所	[redacted]										
元本籍		氏名	[redacted]	電報受入年月日	入隊番號	本籍	沖縄県	氏名	入隊番號		
						現住所	[redacted]				
所轄名	第二師團	発令年月日	昭八・六・一	行旅年		入隊年月日	昭九・五・五	帰還年月日			

本人		回答欄			
参考事項	第二十二、三、二一 [redacted] 隊	死亡年月日	昭和二年五月六日	光榮ノ戦死	
		死亡場所	ルソン島バタンガス州ロボ附近	戦況	

備考

(一) 戦死ヲ行ヒタル年月日及ビ場所ハ出来ルカギリ明ラカニスルコト

(二) 消息ヲ確認シ得ザルモノハ他人ニ問フ等ノ手段ヲ講ジテ調査スルコト

(三) 本票ハ其ノ戦没ノ表示ヲ為シ本人ノ戸籍謄本ヲ添付シ第二師團人事部ニ送付スルコト

66743

昭和二年五月、日比谷高砂プンコ山陣地ノ米軍ニ対シ第二師團八〇〇〇ノ主力ハ進撃ス [redacted] 隊ハ五月四日再進撃決行スルモ山ノ頂上ニテ敵ノ反撃ヲ受ケ退却ノ命令ヲ受ケ退却ス

[redacted] 上水八〇〇〇ノ為討伐ト行軍不能ト思ハレシ 五月六日自決セリ

14793

英人第三課ヲ経テ三八一七八

現況不明ノ人消息調査依頼ニ付

昭和二年十月三日

英人第三課員同人事部

申告者	現住所	[redacted]
	出生年月日	
	氏名	[redacted]
	国籍及人種	
	入国番号	
本籍		[redacted]
人	所属部隊名	[redacted]
	参考事項	[redacted]
同	死亡年月日	昭和二十年五月六日
落	死亡場所	ルソン島バタンガス州
欄	死亡状況	

[redacted]

(一) 戦没又ハ行方不明年月日及ビ其ノ場所又ハ地域ヲ明確ニ知得シテ居リ其ノ場合ハ様式ニ準ジ結構ナルモノニ記載シテ いただきたい

(二) 消息ヲ確認シテ居ラズ他人ヨリ得タ知得事項デアル旨ヲ記載シテ いただきたい

(三) 本票以外ニ戦没者ノ写真ヲ御存シタ際ハ追記シテ下さい

(四) 英第三課員同人事部履歴 先頃送下さい

447

熱電對

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	仝右
所属部隊	北部海軍航空隊
入団年月日	昭和一九、二、一五
官等級	水長
生年月日	[redacted]
役種	召
兵種	兵科（暗）
階級	[redacted]
内地陸海軍最終年月日	
戦地到着年月日	
勤務概要	通信科員トシテ戦通信ニ従事及陸戦隊員トシテ戦斗ニ従事ス
負傷（受傷）年月日	昭和二〇、四、下旬
負傷（受傷）の大要	戦斗従事中罹病
死亡年月日時刻及場所	昭和二〇、五、七 於比島東岸ワラスバル流域
右申告ス	

昭和四年二月一日

本籍地	
現住所	
所属部隊	官等級
氏名	入隊番号

[redacted]

[redacted]

備考

(一) 本調査ハ部隊長又ハ残務取扱者等ニ於テ復員局人事部長ニ通報スベキ責任者ニ於テ知得シタルコトヲ認メタモノニシテ記載ス

(二) 吳鎮在籍ノ特務士官、準士官、下士官兵ニハ別記ス

(三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス

(四) 知得シタル範囲ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヨリ聞キテ承知シタル事項ハ参考該欄ニ相手方ヲ記載ス

1307

21-7-15 ㊞

| 第百三海軍工作部現地採用工員調書 | | |

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	給料（一日分）	時	別	場所	死亡	住所	遺族	遺族以外の遺族	共済	備考
二等工員	縣	縣	社員	第百三海軍工作部 昭和十九年十二月二十五日（被用）	円	昭和二十年五月廿八日	海	北律義	死（行方不明）	不明	（軍属）扶養	現地以外遺族	共済	

第百三海軍至作部隊地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族名）	採用前	採用年月日	給料（日給）	時	戦歿	場所	遺骨・遺品の有無	任所	官職	戦歿以外の消息	賞典	記事
[redacted]	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日	[redacted]	少[illegible]	海軍少佐	昭和十九年十二月[illegible]日	[illegible]	昭和二十年五月	戦歿	比律賓[illegible]	有	第百海軍[illegible]部隊	二等工員	[illegible]	勲[illegible]等[illegible]（[illegible]）	

34-10

第西三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（ふりがな）	採用前	採用年月日	給料（日給）	職種	場所	死亡者	死亡者以外の消息	備考
[redacted]	大[illegible]年[illegible]月[illegible]日生	[redacted]	[redacted]（[illegible]）	大一三、四、[illegible]（[illegible]）	第百三[illegible]作部[illegible]昭和十九年十月[illegible]日（[illegible]）	昭和二十年五月一〇日	比律賓北部ルソンレイテアンダー	昭和二十年五月一〇日	元一〇三工作部工員	[illegible]	[illegible]（[illegible]）

8825

第四三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	職業	採用前	採用年月日	給料（日給）	職種	場所	傷痍の有無	住所	職務外ノ病歴	賞与	備考
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	養[illegible]	後[illegible]	昭一九、四、一八	昭和十九年五月 一、七〇	昭和二十年五月 一、七〇	昭和二十年五月 一、七〇	昭和二十年五月 一、七〇	昭和二十年五月 一、七〇	昭和二十年五月 一、七〇	昭和二十年五月 一、七〇	昭和二十年五月 一、七〇
[redacted]	大正三年[illegible]月[illegible]日					昭和十九年十月一日（徴用）		昭和二十年五月	昭和二十年五月	昭和二十年五月	昭和二十年五月	昭和二十年五月	昭和二十年五月	昭和二十年五月
								西暦明治[illegible]年[illegible]月[illegible]日	昭和二十年五月一〇日	死亡	死亡ニ於テ	死亡ニ於テ	死亡ニ於テ	死亡ニ於テ
								戦病死（マラリヤ）						
								比律賓	北部ルソン東海岸					
								有	無					
								大一〇三工作部工員						
								[redacted]						
								死亡ニ於テ	採用後未ダ本給ヲ受ケザリシ者					
								有（[illegible]）						
								死亡ニ於テ	採用後未ダ賞与ヲ受ケザリシ者					
								[redacted]						

66

第百三菊隊工作部現地採用工員調書

番号	氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族名）	採用前	採用年月日	給料（日給）	死亡 日時	死亡 場所	死亡 死因	死亡 遺骨の有無	死亡 遺品の有無	死亡 埋葬者	死亡 埋葬者 住所	死亡 戦歿以外の消息	給与	給与	備考
	工員	[redacted]	[redacted]	県 郡	[redacted]	第百三菊隊工作部隊 昭和十九年十二月二十五日（徴用）	昭和十九年十二月	昭和二十年五月十日	現地	戦死（[redacted]）	無		[redacted]（[redacted]）	[redacted]		現地 務	[redacted]（[redacted]）	

1446

（昭和五年）

19122

第百三海軍工作部理地採掘工員調書

| 氏名 | 生年月日 | 本籍地 | 現住所 | 職業 | 採掘前 | 採掘年月日 | 給料（日給） | 時間 | 場所 | 死亡ノ原因 | 死亡ノ年月日 | 死亡ノ時 | 死亡ノ

第百三海軍工作部現地採用工員調書

[redacted]

氏名	生年月日	本籍地	現住所	採用年月日	採用前職業	給料（日給）	戦時戦況	戦傷	戦傷者住所	戦傷者職業	戦傷者遺留品ノ有無	戦傷以外ノ消息	給与	賞与	記事
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年十月二十五日（撤回）	[redacted]	[illegible]円	昭和二十年五月十日	死（[illegible]）	[redacted]	地雷爆破	[illegible]	軍命（死亡）	現地ニ於テ[illegible]円	現地ニ於テ[illegible]	

152-10

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	本籍地	現住所（家族の有無）	採用前	採用年月日	給料（日給）	時	場所	傷病者	傷病者	傷病以外の消息	給与	給与	記事
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年十月[illegible]日（採用）	昭和十九年十月	昭和二十年五月十日	死（[illegible]）	[redacted]	[redacted]		[redacted]		

第百三海軍工作部現地採用工員調書

住所	本籍地	現住所（居住者のみ）	略歴						消息								配事
氏名（年月日）			採用前	採用年月日	給料（一日給）	時	日	場所	死亡	殺	傷者	遺骨遺品の有無	戦傷以外消息	給与	賞	共	
（筆工員）		令和	技員	第百三海軍工作部附 昭和[illegible]年十二月十五日（雇用）	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日	昭和二十年五月十日	海	沈没	戦死（[illegible]）		帰郷者	有		現地にて			

（八三三局）

132-14

6012 既、未、No. 121

元海軍軍屬未處理者調書

整理番号	121		
旅団又は船舶名	六号	身分	軍属
氏名	[redacted]	生年月日	[redacted]
留守、捨当者	続柄 妻 氏名 [redacted]	住所	現 [redacted] 市郡 [redacted] 村町字 [redacted] 地番 [redacted]

家族の承知されている情況

名	日政官、曹長、軍記、技手、工員、船長、甲板員等の別を記入してください（ ）
応徴、徴用、現地採用等の別	徴用
採用又は応徴年月日及部隊名（出征の部隊及師団）	昭和20年5月5日 [redacted]
勤務の部隊名及場所	
本人からの最後の手紙に就いて御記入下さい	発出年月日（ 年 月 日） 部隊符号（ ） 受領年月日（ 年 月 日） 検閲者印（ ）
内容	給与
内地出発年月日、場所乗船名、行先がわかりますなら書いて下さい	大正十一年頃に[illegible]ダバオへ移民として渡航する
家族或親戚の情況と取扱かつてある処理部と書いて下さい	一 部隊長から何か通知がありましたか なし 二 帰還者から何か通知がありましたか 有り 三 其の他のところから何か通知がありましたか 以上ありましたら、その通知者の氏名を書いて下さい。[redacted]
其の他本人に就いて参考になることを書いて下さい	

帰還者からの情報（帰還者の方は本欄に未処理者個人に対する[illegible]自分の聞いてみた部隊の情報を記入して下さい）

未處理者個人に對する情報

情報提供者	部隊符号 一〇三	身分	氏名 [redacted]
同右現在所	[redacted]		

本人とは何処で何時から何時迄一緒でしたか又別れる時の本人の状況はどうでしたかそれを本欄に記入して下さい

昭和20年五月末日頃軍命に依り多くが奥地に軍と行動を共にした地点パ[illegible]で砲弾で部隊死体を山中のくぼに埋葬せり

戦場者ぐじたりその状況を本欄に記入してください

死亡か病死なら病名を記入して下さい

死亡 戦死
死亡年月日 昭和20年青葉日
死亡の場所 ルソン島ダバオ多数が
状況 マラリヤも持病でした

わからず不明か迷ひ者からはその状況を記入して下さい

原因
年月日
場所 249

他に本人の消息をよく知ってゐると思はれる方の住所氏名を記入して下さい

[redacted]

既、未、帰還者の為してみた部隊の情報

この欄には所属部隊の行動、戦斗状況（傷船沖故ならその状況）を詳しく書いて下さい（特に場所、年月日を忘らさない様にして下さい）

昭和十九年八月五日徴用ラサ飛行場作り密林の中に避難せり翌年五月より軍と行動を共に食糧の運搬を命じられ

既、未、未処理者名簿による[redacted]の本籍地に於いて調査の結果[redacted]が正しい

遺族は妻[redacted]

備考

463

8746

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

第百三海軍工作部理地採用工員調書

第百三海軍工作部理地採用工員調書

職業 生年月日 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

採用前 [redacted]

採用年月日 第百三海軍工作部 昭和十九年十月 日

給料（日給） 昭和十九年十月 日

日時 昭和二十年五月一日 時 分

場所 北緯 度 分

戦傷病者 [redacted]

戦傷死外ノ消息 元ノ所属部隊

記事 [redacted]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	本籍地	採用年月日	採用前職業	略歴	戦歴					備考
					年月日	場所	戦況	戦死者		
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	給料（日給）	昭和二十年五月十五日	比律賓	戦病死	氏名	住所	戦歴及其他特記事項
								第百三海軍工作部 二等工員		戦死ノ状況
										遺骨ノ有無
										遺骨ノ送還

第百三海軍工作部現地採用工員調書

第百三海軍工作部現地採用工員調書

生年月日	本籍地	現住所（居所若クハ宿所）	採用前	採用年月日	給料（日給）	日時	場所	傷病者	氏名	症状	戦歿以外ノ消息	賞典	記事
二等工員 [redacted]	縣 郡 市 村	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部雇 昭和十九年十月一日（採用）	昭和十九年十月一日 / 昭和二十年五月十日	昭和二十年五月十日	北緯 度 分 東経 度 分	戦歿（マラリア）	「ルソン」「ウデタワン」	第百三海軍工作部	海軍武官大府	現場ニ於テ 年 月 日	現地ニ於テ 年 月 日

10246

戦死者調査表

戦没者調査表	
本籍地	[redacted]
現住所	
職種名	[redacted]
戦死年月日	昭和弐拾年五月十四日
戦死者の区域	北部ルソン [illegible]
戦死場所	北部ルソン [illegible]
戦死状況	
有無の	
昭和二十年十月十日	
現職業及名	工員

[redacted]

海軍

(分隊)

143

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族名）	採用年月日	給料（一日給）	別表負傷の状況	場所	負傷者	職種	戦歴	戦歴以外の消息	給与	賞典	備考
[redacted]	二等工員	[redacted]	[redacted]	昭和八年五月五日	鉄工部一日給二円	死（ゲリラ襲撃ニ受ク）	昭和二十年五月十四日	地律賓	第百三海軍工作部第分工場	二等工員	[redacted]	現地ニ於テ	[redacted]	現地ニ於テ

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	出生年月日	本籍地	現住所（居住者ニハ住所）	職種	採用年月日	給料（日給）	死亡ノ別及其ノ場所	死亡年月日時	死亡ノ原因	遺族ノ住所	遺族ノ続柄	遺族ノ氏名	遺族ノ生活状況	遺族ノ職業	遺族ノ年齢	遺族ノ現在地	遺族ノ生活状況	遺族ノ職業	遺族ノ年齢	遺族ノ現在地	記事
[redacted]	二等工員	[redacted]	仝	[redacted]	第百三海軍工作部開設 昭和十九年十二月二十五日（採用）	昭和十九年十二月二十五日	戦死	昭和二十年五月十五日	[redacted]	[redacted]	妻	[redacted]	現地ニ於テ 昭和二十年五月	[redacted]	[redacted]	現地ニ於テ 昭和二十年五月	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	

（裏面）

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	生地
所属部隊	マニラ要塞第四野戦部隊
入隊年月	十九年七月
官等級	兵長
氏名	[redacted]
生年月日	大正二年
内地港湾発年月日	十九年七月二十七日
戦地到着年月日	十九年七月二十七日
勤務ノ概要	昭和十年三月陸軍二等兵ニ入隊 昭和十年三月陸軍二等兵ニ入隊
発病(受傷)年月日	昭和十年三月陸軍二等兵ニ入隊
病名(受傷部位)	昭和十年三月陸軍二等兵ニ入隊
発病(受傷)又ハ戦死時ノ状況	昭和十年三月陸軍二等兵ニ入隊
死亡年月日時刻及場所	二十年五月十五日
右申告人	[redacted]

昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

申告者	
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
所属部隊	マニラ第[illegible]海軍所属部隊
氏名	[redacted]
階級	海軍[illegible]
入籍番号	[redacted]

備考

(一) 本調書は部隊長又は残務取扱者等より於て呉地方隊司令官宛通報でなと認めたもの丈に付 記載すること

(二) 呉鎮守府残務者の特務士官、准士官、下士官兵に付記載

(三) 同籍県人は勿論他府県出身者についても記載のこと

(四) 知得しうる限り詳細に記載のこと

(五) 他人に聞[illegible]承知[illegible]場合は右学歴欄に相手方より聞

(六) 送付先

呉市[illegible]町 呉地方隊員局人事部長 宛

申告書

申告者	所属	第十一機	
	帰郷先（連絡先）	[redacted]	
	等級	上水	
	氏名	[redacted]	
	入隊等級	5等	
知得ル戦没者、行方不明者、遺亡者等ノ情況（年月日●オトクヨコト）		ビルマしがスピニテ戦斗中戦死セリ二十年五月十五日	
本籍		[redacted]	
現住所（居住地府県）		新三郎	
最後ノ所属		第三機兵	
等級		上水	
氏名		[redacted]	
入隊等級		5等	

注意 (一)、本人ノ在籍鎮守府毎ニ別紙ニスル。
(二)、情況説明ニ「出来レバ略図ヲツケ加ヘルコト。

473/139

北秋者調書

本籍地	[redacted]
現住所	右 仝
所屬部隊	北島方面海軍 [redacted] 部隊 [redacted] 部隊第 [redacted] 隊
入団年月	仝
官等級	水兵長
勤務年数	仝 年 月
戦地勤務年数	[redacted]
戦地勤務者年月	昭和 年 月
勲勞ノ概要	海軍特別陸戦隊ニシテ南洋諸島ノ戦闘ニ従事
死亡年月日	
死亡場所	
死亡ノ原因	

発病(負傷)又ハ戦死時ノ状況	北緯インパンクワンター ニ於テ山岳地帯ヲ行軍中敵砲兵ノ直撃弾ノ為ト認ム
死亡年月日	昭和二十年七月十七日
時刻及場所	午後二時 北緯方面ルソン島インパンクワンター山岳地
右ノ者	戦死ス
	昭和二十一年三月十五日
本籍地	[redacted]
現住所	右ノ通
所属部隊	右衛門部隊 [redacted] 部隊
氏名	[redacted]
官等級	上機
勲等功級	[redacted]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

第百三海軍工作部現地採用工員調書

職名	工等工員
生年月日	[redacted]
本籍地	[redacted]
現住所（居住者）	[redacted]
氏名	[redacted]
略歴	採用前
	採用年月日
	給料（日給）
傷痍	日時
	場所
	傷痍の種類及程度
	現認者 住所
	現認者 氏名
	戦歴及外傷
賞典	賞典
	殉職地に於ける埋葬場所
	殉職地に於ける埋葬者（故人との関係）
記事	

[illegible]

[illegible]

昭和二十年五月十八日 時 分

戦死（ケンカ）

地律員

有

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

1192

352-8

海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	給料	時	場所	戦死	死亡	戦傷	戦歿以外の消息	給与	賞与	記事
工等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年五月十五日	日給	昭和二十年五月十八日	比律賓ボンボン島	死亡	爆死	死亡者		現地ニ於テ	[redacted]	

132-16

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	略歴			端緒							記事
				採用前	採用年月日	給料（一日給）	戦					殺		
							日時	別紙戦況	場所	遺骨骨灰の有無	症状	死亡者の有無	戦後以外の遺骨	
[redacted]	大等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年十二月廿五日（徴用）	一日	昭和二十年八月十八日	戦況	比律賓	無	[redacted]			

給与		
賞	俸給・賃金・特別手当等	典
現地ニ於テ	採用後未支給	現地ニ於テ
[redacted]	[redacted]	[redacted]

（別紙）

120-21

第百三海軍工作部現地採用工員調書

戸籍		出生年月日	本籍地	現住所	略歴				戦歴						戦没者			給与	
		大正			採用前	採用年月日	給料（日給）	時期	場所	戦況	遺骨・遺品の有無	住所	遺族の氏名	続柄	戦没状況・補償	給与・賞与	賞与
		二等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部雇 昭和十九年五月二十五日（後雇）	[redacted]	昭和二十年五月廿八日	比律賓	戦死	有	第百三海軍工作部第二工場	[redacted]	二等工員	尚ほ不明	琉球政府給与課	現地に於て

第百三海軍工作部現地採用工員調書

職氏名	年月日	本籍・地	現住所（勤務先）	採用前	採用年月日	給料（日給）	死亡	日時	場所	死因	死亡者	住所	遺骨・遺品の有無	戦歿以外の理由	給与	備考
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	落和[illegible] [illegible] [illegible]

第百三海軍工作部現地採用正員調書

所属官庁 第百三海軍工作部

| | | |

1287

26.7.15 公表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	給料（日給）	時	場所	死亡者	職種	戦歴以外ノ病歴	給与	備考
[redacted]	大正五年	[redacted]	[redacted]	大正五年 獄死ニ付 [redacted] 八五・三 一九三四年 マカワ工場勤務 [redacted] 九〇・三	第百三海軍工作部 昭和十九年十二月 [redacted]	昭和十九年十二月 [redacted]	昭和二十年 五月十九日	北緯 [redacted] インドネシア北方 [redacted] 河畔	第百三海軍工作部第一工場	第百三海軍工作部 [redacted]	現地ニ於テ [redacted]	現地ニ於テ [redacted]	現地ニ於テ [redacted]

7208

昭和九年八月

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	[redacted]		
生年月日	二等工員 [redacted] 日生		
本籍地	[redacted]		
現住所	[redacted]		
略歴	採用前	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日 [illegible]山[illegible] 第百三海軍工作部[illegible] 一九三二年[illegible]工場[illegible] 安慶、[illegible] 外給八五一	
	採用年月日	第百三海軍工作部[illegible] 昭和九年五月二十四日（[illegible]）	
	給料（日給）	昭和[illegible]年五月 [illegible]年五月	
疵歴	日時	昭和二十年五月二十日	
	災害の種類及原因	戦傷死（[illegible]）	
	場所	比律賓 マニラ市[illegible]病院	
	被害者の職名及住所	第百三海軍工作部第[illegible]工場	
	傷害の程度	戦死ノ為消滅	
給与	現在ニ於ケル未支給額	[redacted]	
	現在ニ於ケル未支給額ノ受取人	[redacted]	
記事		現地ニ於テ死亡	
身分		現地ニ於テ死亡（[illegible]）	

228

7624

16/10

第百三海軍工作部現地採用工員調書

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

元海軍軍屬未復員者調査票

未復

派遣元部隊又は船名		身分	一ロ三施工員	氏名	[redacted]	生年月日	[redacted]	本籍（現住所）	[redacted]
留守担当者		続柄	兄	氏名	[redacted]	現住所	[redacted]		

6529

連絡番号 4

職名	司政官、嘱託、書記、技手、工員、船長、甲板員等の別を記入して下さい（　　）
志願、徴用、現地採用等の別	現地徴用
採用又は徴用年月日及部隊名（船員は船名及船主）	昭和19年4月 比島一ロ三施
外地勤務の部隊名及場所	
本人からの最後の手紙に就いて御記入下さい	差出日附（　年　月　日）部隊符号（　）受領年月日（　年　月　日）検閲者印（　）
内容	

家族の承知されてゐる情況

内地出発年月日、場所乗船名、行先がわかりますなら書いて下さい	
家族渡受領の情況と取扱かつてゐる経理部を書いて下さい	
一、部隊長から何か通知がありましたか	
二、帰還者から何か通知がありましたか	
三、其の他のところから何か通知がありましたか	
以上ありましたら、それを書いて通知した人の住所、氏名を書いて下さい	帰還者は報告者と同一人なり
其の他本人に就いて参考になることを書いて下さい	

帰還者からの情報（帰還者の方は本欄に未処理者個人に対することゝ、自分の属してゐた部隊の情報を記入して下さい）

未処理者個人に対する情報

情報提供者	部隊 比島一ロ三施	身分 工員	氏名 [redacted]
同右現住所	[redacted]		

本人と共に一ロ三施部隊は徴用されし戦死の日まで行動も共にした

職務者でしたらその状況を本欄に記入して下さい（死亡か病死なら病名を記入して下さい）	死亡年月日 昭和20年5月20日	死亡の場所 ダバオ	状況 戦闘中
死因 戦死			
行方不明ならばその状況を記入して下さい	原因	年月日	場所
他に本人の消息をよく知つてゐると思はれる方の住所氏名を記入して下さい			
備考			

帰還者の属してゐた部隊の情報

この欄には所属部隊の行動、職務状況（陸船舶故ならその状況）を詳しく書いて下さい（特に場所、年月日を洩らさない様にして下さい）

昭和19年4月比島一ロ三施に徴用され ミンダナオ島ダバオ湾サンの飛行場の設営隊として従事中昭和20年5月中旬米軍ダバオに上陸せるや第一線に出動して敵兵と交戦の際敵兵勢力強くして砲撃激し昭和20年5月20日敵弾に因り戦死

元海軍軍屬未復員者調査票

未復

派遣元又は船名	一〇三施	身分	工員	氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]	本籍地	[redacted]	現住所	[redacted]
連絡番号		留守宅当者	続柄	妻	氏名 [redacted]

家族の承知されてゐる情況

職名	司政官、嘱託、書記、技手、工員、船長、甲板員等の別を記入して下さい（工員）
志願、徴用、現地採用等の別	現地徴用
採用又は徴用年月日及部隊名（船員は船名及船主）	昭和十九年六月十五日 一〇三施設部隊
外地勤務の部隊名及場所	ヒ島ミニダナオ島ダバオ一〇三施
本人からの最後の手紙に就いて御記入下さい	差出日附（年月日）部隊符号（）受領年月日（年月日）検閲者印（）
	内地出発年月日、場所乗船名、行先がわかりますなら書いて下さい
	家族渡受領の情況と取扱かつてゐる経理部を書いて下さい
	一、部隊長から何か通知がありましたか
	二、帰還者から何か通知がありましたか
	三、其の他のところから何か通知がありましたか
	以上ありましたら、それを書いて通知した人の住所、氏名を書いて下さい
	其の他本人に就いて参考になることを書いて下さい
内容	

帰還者からの情報（帰還者の方は本欄に未処理者個人に対することゝ自分の属してゐた部隊の情報を記入して下さい）

未処理者個人に対する情報

情報提供者	部隊	一〇三施	身分 工員
	氏名	[redacted]	
同右現住所	[redacted]		

本人とは徴用時より本人死没の時まで一緒であつた

戦病者でしたらその状況を本欄に記入して下さい（死亡か病死なら病名を記入して下さい）

死亡年月日 昭和二十年五月二十日

死亡の場所 ヒ島ミニダナオ島ダバオ市トモボコ奥山にて

状況 戦死トモボコ奥山にて戦死す

死因 戦死

行方不明ならばその状況を記入して下さい

原因 年月日 場所

他に本人の消息をよく知つてゐると思はれる方の住所氏名を記入して下さい

帰還者の属してゐた部隊の情報

この欄には所属部隊の行動、戦闘状況（艦船事故ならその状況）を詳しく書いて下さい（特に場所、年月日を洩らさない様にして下さい）

昭和十九年六月十五日本人は一〇三施設部隊の工員として徴用され同隊に従事して居つた（場所ヒ島ミニダナオ島ダバオ市ベキ山）

備考

現況不明者消息調査依頼票（昭和二三年七月九日）

呉地方復員援護部復員業務課復員援護班

申告者

現住所 [redacted]

氏名 [redacted]

現況不明者ニ対スル当部承知事項

所属部隊名

[redacted]

死亡の場所

昭和二十年五月中旬不詳

死亡の状況

病死（マラリヤ・栄養失調）

呂宋島 又エベンゲ州ベコ未ノ部ソテ町ナコブ村

23-7-17 要

236

消息調査依頼票（昭和二十三年七月九日）

厚生省援護局業務課援護調査班

氏名	[redacted]
住所（現住所）	[redacted]
特技	[redacted]
入隊年月日	[redacted]
除隊年月日	[redacted]
特技章	[redacted]
入隊年月日	[redacted]
除隊年月日	[redacted]
勲章	[redacted]
戦歴	[redacted]
戦死年月日	昭和二十年五月中旬
死亡場所	病死（マチリヤ・栄養失調）
状況	呂宋島 又エバジーズ州バタボル郡ソラ町アコブ村
遺骨の有無	バタンガス州ロボ地区陸軍墓地

23-7-19 受

236

方方者調書

本籍地 [redacted]

現住所 仝 右

所屬部隊 北部海軍警備隊

入隊年月 昭和一八、九、一

官等級 [redacted]

役種 [redacted]

兵種 [redacted]

職 [redacted]

入隊前職業 [redacted]

勤務ノ概要

昭和一〇、五、中旬 函館御巡ヨリ戦線通信ノ従事

マラリヤ

昭和一〇、五、一八 於ケル為発熱ヲ以テ内地送還

昭和二〇年一月八日 内地ニ帰還

現住所 仝 右

所屬部隊 北部海軍警備隊

官等級 海軍中尉

入隊前職業 [redacted]

[redacted]

407

[illegible]

(一) 美濃[illegible]ノ時[illegible]ニ[illegible]

(二) 刑[illegible]人ノ[illegible]

(三) 知[illegible]ニ[illegible]

(五) 犯人ヨリ聞キテ[illegible]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所（家族名）	採用前	採用年月日	給料（日給）	時間	職種	場所	死亡者	氏名	住所	職務以外の傷患	給与	賞典	記事
大正一〇二 第初一四六〇二 一九八八 マニラ工場 [redacted] 本給 一三五															
二等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部時 昭和十九年三月廿五日（雇用）	昭和十九年五月 昭和二十年五月	昭和二十年五月廿一日	昭和二十年五月廿一日	比律賓北部ルソン マスラの地方	殉死（急性赤痢）	第百三海軍工作部	二等工員	[redacted]	現地に於て 現地に於て	[redacted]	現地に於て 現地に於て

21-1-15公表

1,936

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	採用年月日	給料	戦時	戦場	死亡	戦傷	戦歿以外ノ消息	勲章	記事
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和二十年五月五日	比律賓	戦病死	第百三海軍工作部第[redacted]分工場		現地ニ於テ	

21-2-15 公表

第百三海軍工作部現地雇用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所	略歴				傷痍						記事
			雇用年月日	給料（日給）	時	場所	傷痍ノ種類及部位	傷痍者		傷痍以外ノ消息	給与		
[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日	[illegible]	昭和二十年五月二十五日 一時	地下壕	病死	第百三海軍工作部第[illegible]分隊	一等工員	死亡	現地ニ於テ	現地ニ於テ	

263

67961

現況ノ明白ニ段補償ニ関シ新旧現況

名簿巻一、三九頁

二七 [redacted]

本籍地 [redacted]

御陵 二一五坪

兵番 [redacted]

死亡 二〇、五、二二頃

右者は多分山中に潜伏中病弱せるものと思はる

申告者 [redacted]

214

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

1,913 8716

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（疎開者ハ疎開先）	略歴 採用前	採用年月日	給料（日給）	戦歿 日時	別表戦歿場所	遺骨・遺品ノ有無	遺族 住所	遺族 続柄	戦歿以外ノ消息	給与 賞	給与 共
[redacted]	二等工員	[redacted]	[redacted]	瓶和八年五月二六日 日高洋行 [redacted] 日秋	第百三海軍工作部附 昭和十五年十五月三五日（徴用）	昭和十五年十五月 [redacted]	昭和二十年五月廿五日 時 分	戦死（ケラウ攻撃）	地律賓（バタン半島）	有	第百三海軍工作部	二等工員	[redacted]	現地ニ於テ 採用次第報告

43-12

移報

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	[redacted] 二等工員	[redacted] 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
本籍地	[redacted]	[redacted]
現住所	[redacted]	[redacted]
略歴 採用前	[redacted]	[redacted]
略歴 採用年月日	第百三海軍工作部附 昭和十六年五月二十五日（採用）	昭和十六年五月
略歴 給料（日給）	昭和十六年五月 三五〇 昭和二十年五月	昭和十六年五月 三五〇 昭和二十年五月
殉職 日時	昭和二十年五月廿五日	
殉職 場所	北緯[illegible]度[illegible]分	
殉職 現認者	第百三海軍工作部	
殉職 症状	死亡	
殉職以外消息	二等工員	
給与	[redacted]	[redacted]
給与	[redacted]	[redacted]
備考	[redacted]	[redacted]
記事		

37-13

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	略歴							傷痍						記事
				傭入前	採用年月日	給料（日給）	職				殺傷				給與		
							職名	時間	場所	傷痍の種類及程度	傷痍	症狀	死亡以外の傷痍		賞與	賞與	
[redacted]	三等工員	[redacted]	全	[redacted]	昭和十九年十五月手五日（徴用）	[redacted]	職工	昭和二十年五月十五日	地下壕	死（爆弾破裂）	[redacted]				現地に於ける	[redacted]	

（水路局）

170-23

元海軍軍属未復員者調査票

連絡番号	15
派遣元又は船名	
身分	海軍
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
本籍（現住所）	[redacted]
留守宅等者 続柄	妻
留守宅等者 氏名	[redacted]
現住所	[redacted]

家族の承知されてゐる情況

職名（司政官、嘱託、書記、技手、工員、船長、甲板員等の別を記入して下さい）	
志願、徴用、現地採用等の別	
採用又は徴用年月日及部隊名（船員は船名及船主）	昭和19年3月 10ヲ施
外地勤務の部隊名及場所	比島 10ヲ施
本人からの最後の手紙に就いて御記入下さい	差出日附（　年　月　日）部隊符号（　）受領年月日（　年　月　日）検閲者印（　）
内容	
内地出発年月日、場所、乗船名、行先がわかり次第なら書いて下さい	
家族渡受領の情況と取扱かつてゐる経理部を書いて下さい	
一、部隊長から何か通知がありましたか 二、帰還者から何か通知がありましたか 三、其の他のところから何か通知がありましたか 以上ありましたら、それを書いて通知した人の住所、氏名を書いて下さい	比島戦争に於て戦闘中軍属戦死した事を現認す
其の他本人に就いて参考になることを書いて下さい	

帰還者からの情報（帰還者の方は本欄に未処理者個人に対することと、自分の属してゐた部隊の情報を記入して下さい）

未処理者個人に対する情報

情報提供者 部隊	10ヲ施軍属
情報提供者 身分	[redacted]
情報提供者 氏名	[redacted]
同右現住所	[redacted]
本人とは何処で何時から何時迄一緒でしたか又別れる時の本人の状況はどうでしたかそれを本欄に記入して下さい	昭和20年4月頃より コトバトイ 船に乗り戦闘中行動を共にイ来る
職務者でしたらその状況を本欄に記入して下さい	
死因	戦死
死亡年月日	昭和20年5月26日
死亡の場所	比島 コトバトに於て
状況（死亡か病死なら病名を記入して下さい）	戦闘中
原因	
年月日	
場所	
行方不明ならばその状況を記入して下さい	
他に本人の消息をよく知つてゐると思はれる方の住所氏名を記入して下さい	[redacted]
備考	

帰還者の属してゐた部隊の情報

この欄には所属部隊の行動、職務状況（艦船乗組ならその状況）を詳しく書いて下さい（特に場所、年月日を洩らさない様にして下さい）

昭和19年4月 比島 10ヲ施に徴用され ミンダオ島ダバオ湾すへの移行 後営陸でイ従事中昭和20年5月頃米軍ダバオに上陸セるや第一戦に出動イ敵兵と交戦 弾薬モ尽キ敵兵数名ヲ 26日敵弾に倒れ戦死

第百三海軍工作部理髪採用工員調書

出生年月日	本籍地	現住所	略歴 採用前	採用年月日	給料（一日給）	消息 戦歿 日時	戦歿 場所	戦歿 遺骨・遺品の有無	戦歿 住所	戦歿 氏名	戦歿以外 消息	給与	賞与	記事
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部 昭和十九年十二月二十五日（採用）	昭和十九年十二月 三円	昭和二十年五月廿六日 午後	比律賓	[redacted]	[redacted]	陸軍伍長		現地ニ於テ 採用以来	現地ニ於テ 採用以来	

145

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（戸籍の住所）	略歴 採用前	採用年月日	給料（日給）	職種 日時	職種 場所	職種 職業	職種 住所	職種 職業	職務以外の活動	給与	賞与	備考
[redacted]	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日	[redacted]	会社[illegible]会社	不詳	第百三海軍工作部開設 昭和十九年十二月十五日（現在）	昭和十九年十二月十五日 [illegible]	昭和二十年五月[illegible]日 [illegible]時	比律賓 バレテ島[illegible]ヒラ後方十粁	不詳	[redacted]			現地採用及本人申出 [illegible]	現地採用 [illegible]	日給四円十銭

21.6.1 [illegible]

[illegible] 19.7.5

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| 氏名 | 生年月日 | 本籍地 | 現住所 | 職業 | 採用年月日 | 給料 | 戦歴 | 戦歴 | 戦歴

戦・死者調査資料

一、申告者　海軍二機曹 [redacted]　入籍者記 [redacted]

一、現住所 [redacted]

一、職　死者　海軍二曹 [redacted]

一、本籍地 [redacted]

一、遺族現況　次男

一、職　死年月日時刻　昭和二十年五月三十九日午後九時

一、病名　迫撃砲弾に依り戦死

一、職・死場所　比律賓ミンダナオ島ダバオ地区マテナ丸付近

一、所属部隊　海軍二十二特別根據地隊

一、遺骨遺品の有無　戦死を認むるも既に敵に陥り居る為処理不能なり　遺品なし

職　死当時の状況　砲撃戦を極め我軍は孤立無援なる中に最後迄奮闘し陣地破壊され弾薬のやむなきに至り當時人員を掌握出来ず遂に壮絶なる戦死を遂げたるものと認むるも尚状況詳細は遺族に通知せり

（後）

2414 9129

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	給料	戦歴				戦傷以外ノ病患	給与		記事
	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日生	[illegible]	郡	[illegible]	第百三海軍工作部附 昭和九年十二月[illegible]日（採用）	日給	戦場	戦傷者	住所	遺留品ノ有無		賞与	現地ニ於テ[illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]ニ[illegible]ス	
[illegible]	（[illegible]）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	昭和二十年[illegible]月[illegible]日	比律賓	戦死（[illegible]）	[illegible]	無			現地ニ於テ[illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]ニ[illegible]ス	

（市役所）

147

7133

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

第百三海軍工作部現地採用工員調書

職名 生年月日	本籍地	現住所（戸籍筆頭者）	氏名	採用年月日	採用前	給料（一日給）	日時	場所	死亡者	住所	戸籍筆頭者	死亡年月日	死亡時の職業	死亡の原因	遺族	続柄	現住所	備考
二等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部 昭和十九年十二月二十五日（撤用）	[redacted]	二、八〇	昭和二十年五月三十日	二十分	死亡者所在地	[redacted]	[redacted]				[redacted]	[redacted]	[redacted]	

167

第百五海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	住所	採用前職業	採用年月日	給料（一日給）	勤務期間	勤務時間	職務	職場	職務上負傷疾病	住所	傷病者ノ職業	職務以外ノ傷病	給與	共濟	摘要
[redacted]	大正元年五月[illegible]日生	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年十二月十五日（繼續）	[illegible]	昭和十九年十二月[illegible]日	昭和二十年五月五十日	死亡（[illegible]）	地下壕掘鑿	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	現地ニ於テ[illegible]（[illegible]）	[redacted]	

（南洋興業古賀）

170

12836

1596

第百三十電工作部現地採用工員調書

住所	氏名	年月日	本籍地	採用前	採用年月日	給料（日給）	職別	職場	死亡年月日	死亡場所	遺留品ノ有無	死亡ノ原因	備考	死亡ノ原因	死亡ノ年月日
[redacted]	[redacted]	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日生	福岡縣[illegible]郡[illegible]村	[redacted]	第百三十電工作部開設地採用 昭和十年十月一日（採用）	[illegible]円[illegible]銭	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日	昭和二十年五月三十日 時	於ボルネオ島「ボンガヤ」	地下壕	戦死（遭難）	無	第百三十海軍工作部	海軍省官房

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]が[redacted]大廠敵[illegible]戦死証明

を[illegible]時計数ヶ[illegible]ガンガンと[illegible]

[illegible]ク会報は[illegible]ながら其中村飛場に屋[illegible]

[illegible]しなしたから[illegible]

[illegible]ゾ[illegible]戦死の公報を同[illegible]

[illegible]

[redacted]

[redacted]

[redacted

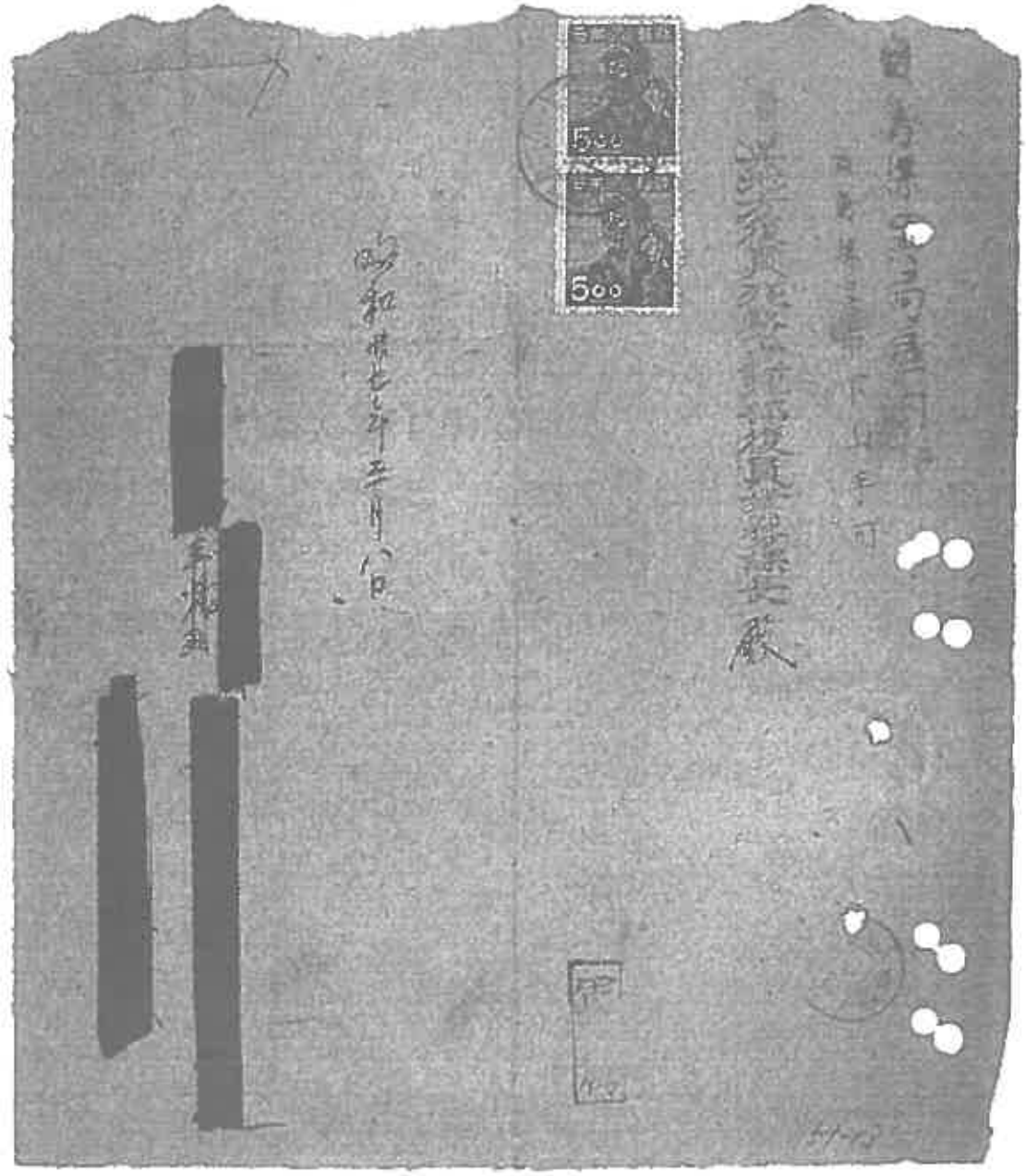

死亡者調書

本籍地	
現住所	
所屬部隊	佐世保第一特別陸戰隊 [redacted] 隊 [redacted] 隊
入團年月日	昭和[illegible]年
等級	上水
兵種	水兵
氏名	[redacted]
出港年月日	昭和五年十一月二日
出港地	呂宋
外地到着年月日	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
外地到着地	呂宋 マニラ市
勤務の概要	
傷病名	昭和十一年四月頃
年月日	
死亡の原因	マラリヤ
死亡の場所	マラリヤ 第一養生所

大分

死亡の場所　ルソン島東海岸アゴス川上流

死亡年月日　五月頃 昭和二十年 [illegible]

死亡の時の状況　私が見届けたのは墓標を立てて [illegible] 隊が陣地を撤収する時 [illegible] 詳細状況は [illegible] 人が知っていると思ひます [illegible]

右の通り承知致しました

昭和二十五年七月四日

甲	入隊年月 [redacted] 等級 水長 氏名 [redacted]
生	本籍地 [redacted]
者	現住所 仝
の	所属部隊 佐防第一七防空隊 [redacted] 部隊 [redacted] 隊

備考

[redacted] 生存者は [illegible] 人 [illegible] 日本籍 [illegible]

本調書は死亡者の [illegible] 関係 [illegible] 仮処置 [illegible] 但 [illegible] 隊 [illegible] 隊 [redacted] 隊 [redacted] 隊 [redacted